



ご協力ありがとうございました！

<グループホーム寿楽>

集まった布マスクを町内の福祉施設へ寄贈

町民の方々にご協力をいただき、6月17日から約1カ月ほどで合計322枚の布マスクが集まりました。たくさんのご協力ありがとうございました。

集まったマスクは町内の福祉施設8カ所へ7月27日に配布いたしました。当日は、共催である当麻町ボランティアの会の役員と社協事務局にて各施設へ訪問し、布マスクの他、町民の方が手作りされた色とりどりの布マスクも併せてお渡しし、「大切にに使わせていただきます」と大変喜んでいただきました。

現在、役場に設置していた回収BOXは撤去いたしました。受付は継続しておりますので、直接、当麻町社会福祉協議会事務所（当麻町4条東2丁目16-3農村環境改善センター内）までお持ち下さい。



社協の事業は、みなさんの「会費、賛助会費、法人会費、寄付金など」によって支えられています。

令和2年度 赤い羽根共同募金

運動期間

10月1日～12月31日

当麻町の目標額 **1,250,000円**

全道ならびに町内地域のさまざまな福祉活動を支援しています。

令和2年度 歳末たすけあい運動

運動期間

12月1日～12月31日

12月1日からは、歳末たすけあい運動も始まります。

この義援金は、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民やボランティア、関係機関・団体の協力のもと、住民の参加や理解を得て様々な福祉活動を重点的に展開するため「歳末たすけあい運動」が展開され、町内におられる低所得世帯（ひとり親世帯・一人暮らし高齢者世帯・高齢者夫婦世帯）等に歳末見舞金としてお贈りしております。

当麻町共同募金委員会からのお願い

赤い羽根共同募金・歳末たすけあい義援金のご協力につきまして、昨年と同様に10月町広報配布に併せてご案内させていただいております。

また、例年10月下旬に実施しておりました法人募金（企業・商店訪問）につきましては、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から訪問を中止し、今年度は振込にてご協力をお願いする事としております。各企業・商店へは個別に郵送にてご案内させていただいております。

新型コロナウイルスの影響は大きく、見通しのつかない社会情勢が続いておりますが、今年度につきましても皆様の変わらぬご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

この10事業が赤い羽根共同募金の支援を受けています。

① 一人暮らし高齢者お楽しみ会

一人で生活している高齢者が、お互いに親睦を深め、それぞれの方が一日楽しく過ごして頂き、明日からの英気を養うために行っております。

② 母子・父子の集い

母子・父子世帯の方を対象に、お互いに親睦を深め、さらに、子供とのふれあいを高めるために行っております。

③ 社協だより広報誌発行事業

年4回発行。福祉活動の啓発、住民に対しての福祉情報提供を行っております。

④ 学童生徒のボランティア活動事業

社会福祉への理解と感心を高め、ボランティアの心、社会連帯の精神を養うとともに、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に行っております。

⑤ 各福祉団体活動事業 < 4団体 >

それぞれの事業活動を推進するために活用されております。

⑥ 全町ボランティア活動研修会

様々なボランティア活動の輪を広げるため、研さんをしていくことを目的に行っております。

⑦ 一人暮らし高齢者慰問事業

年2回、75歳以上で一人暮らし高齢者宅を訪れ、安否確認や声かけ運動、悩みごとなどの相談を目的に行っております。

⑧ 心配ごと相談事業

地域住民の心配ごとや生活向上に関する相談に応じて、必要な助言、指導を行い、もって明るい町づくりを目的に行っております。

⑨ ふれあいゲートボール大会

町内の身体障害者の方と健常者が一堂に会し、ゲートボールを通して交流、親睦を深めるために行っております。

⑩ 障がい者福祉の集い

障がいがある人もない人も全ての人が住み慣れた地域で安心して生活できる社会の実現を目指すため障がい者福祉について学ぶことを目的に行っております。



当麻町共同募金委員会 ☎ 0166-84-5711

当麻町4条東2丁目16番3号農村環境改善センター1階 当麻町社会福祉協議会内

「令和2年7月豪雨災害義援金」の募集について

令和2年7月の大雨により、各地で人的被害をはじめ、堤防の決壊による住宅の浸水被害、土砂崩れによる家屋の倒壊等の甚大な被害が発生し、複数都県の市町村において災害救助法が適用されました。

義援金名	令和2年7月豪雨災害義援金
受付期間	令和2年7月13日(月)～令和2年12月28日(月)まで
(直接送金する場合) 郵便振替口座	【口座番号】00140-4-325150 【口座名義】中央共同募金会令和2年7月豪雨 災害義援金 ※全国ゆうちょ銀行窓口から振込についての手数料は無料。

北海道共同募金会及び道内市町村共同募金委員会へお寄せいただいた義援金は、全額、義援金募集を行っている中央共同募金会に送金し、送金された義援金については全額被災都県に設置される配分委員会構成組織へ被災状況に応じて按分の上送金されます。

その後、被災地それぞれの行政、共同募金会、日本赤十字社各支部等で構成される災害義援金募集・配分委員会において取りまとめを行い、各市町村を通じて被災者へ配分されます。

被災各県による個別の義援金募集も行っております。詳しくは下記までお問い合わせください。

当麻町共同募金委員会 ☎ **0166-84-5711**
当麻町4条東2丁目16番3号 農村環境改善センター1階 当麻町社会福祉協議会内

心配ごと相談 開催日のお知らせ

ささいな出来事の相談等々、内容は問いません。

(敬称略)

月日	曜日	相 談 員	
10月26日	月	杉山光男	菅 克則
11月5日	木	門脇幸夫	藤尾義次
11月25日	水	中島よし子	菅 克則
12月7日	月	杉山光男	門脇幸夫
12月25日	金	御池日出雄	藤尾義次
時 間	午後1時～4時		
場 所	農村環境改善センター		
事務局	社会福祉法人当麻町社会福祉協議会 当麻町4条東2丁目16番3号(農村環境改善センター内) 電話：0166-84-5711 FAX：0166-84-3213		

(相談員並びに場所については、変更になる場合がありますので予めご了承願います)

弁護士による無料法律相談所 開設日のお知らせ

相談された内容は個人の秘密として固く守られますので、お気軽にお越しください。

なお、相談は事前予約制により受け付けますので、ご希望の方は社会福祉協議会(TEL.84-5711)へご連絡下さい。

【相談日】10月26日(月) 【時 間】午後2時～4時

【場 所】農村環境改善センター1階 第2会議室

当麻町社協ホームページのご案内

この度、当麻町社会福祉協議会のホームページの内容を大きくリニューアルいたしました。

社協が実施している様々な事業や、生活福祉資金特例貸付け及び来年度進学を予定している方に向けた奨学資金の貸付け等、町民の皆様のお役に立つ様々な情報を掲載しておりますので、ご興味のある方は下記URL、若しくはQRコードからご覧ください。

URL

<https://www.shakyo.or.jp/hp/index.php?s=91>

QRコード



リングブルの寄付

8月4日にグループホーム寿楽様とグループホームとうま様より「地域福祉に役立ててください」と合計20kgのリングブルを頂きました。ご協力ありがとうございました!

日々、多くの町民の方々が収集箱や社協事務所へ直接リングブルをお持ち頂いております。集まったリングブルは車いす等の福祉用具と交換し、貸出を行う事で多くの町民の方のお役に立つ事が出来ています。リングブルの寄付は常時受け付けておりますので、今後とも皆様の温かいご協力をよろしくお願いいたします。



秋の友愛訪問

今だ新型コロナウイルスが及ぼす社会への影響、住民の方々の不安はぬぐえない状況ではありますが、十分な予防対策を講じた上で、ボランティアの会と民生委員協力のもと9月30日に秋の友愛訪問を実施し、町内に住む75歳以上の一人暮らし高齢者宅230戸を訪問しました。

例年であれば、春と秋に実施している友愛訪問事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響により春の訪問を中止し、対象者の方々へ心ばかりのお手紙を送りさせていただきました。今回の訪問ではソーシャルディスタンスを意識しながらではありますが、皆さんの元気な姿にお会いする事ができ安心しました。



老人クラブ連合会

清掃奉仕活動

当麻町老人クラブ連合会では、改善センターの清掃奉仕活動を8月11日に実施し、21名の方が参加しました。

当日は朝から気温が高く、熱中症対策を行いながらの作業となりましたが、草取りや通路の落ち葉等の掃き掃除を行い、見違えるようにきれいになりました。



事業中止のお知らせ

例年、老人クラブ連合会が主催しております下記行事について、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参加者の健康面・安全面を考慮し、令和2年度での開催を中止する事となりましたのでお知らせします。



【令和2年度中止となる事業】

- 全町老人の集い
- 日帰り会員研修

ふれあいサロンで健康講座

8月26日のふれあいサロンにて、町の保健師2名を講師に迎え健康講座を行いました。

当日は握力や立ち上がりなど4種類の簡単な測定や椅子に座っての身体能力の維持のための運動を行いました。コロナ禍が続く中、外出を控えている方も多く、久しぶりの運動に「たまには体を動かすのもいいものだね」と気持ちの良い汗を流しました。



忠魂祭典

日清・日露戦争を始め先の大戦において亡くなられた方々の慰霊のための忠魂祭典を9月10日（慰霊祭）、雨天により当麻神社社務所にて当麻神社主導のもと神式により厳粛に挙行されました。

今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため前夜祭を中止し、また10日の慰霊祭は、町長並びに役員のみで実施。273柱の御英霊、そして郷土開拓以来開基128年の歴史の礎を築いていただいた先人先輩方の御尊霊に対し追悼の誠を捧げました。



10月の

生活・仕事相談会をひらきます

もし、誰にも相談できずに困っていることがあれば一緒に考えましょう。まずはご連絡ください。

☎ 0166-38-8800 相談無料

10月15日 木

場所：当麻町公民館まともー他
(当麻町3条東2丁目11)

時間：13:00～13:50 / 14:00～14:50

相談会は、開催日前日15時までに電話・メールでお申込ください。

※新型コロナウイルスの関係で相談会場が急きょ変更になることがありますのでご了承ください。

※職員はマスク着用で対応させていただきます。

お問い合わせ・お申し込み

自立相談支援事業所

かみかわ生活あんしんセンター

TEL (0166) 38-8800 FAX (0166) 33-0021

メール受付 ☐ anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

母子家庭等就業・自立支援センター

無料法律相談

解決が難しい課題について、弁護士による無料法律相談を実施しています。ひとりで悩まずにご相談ください。

※本人以外のご相談は受付できません。

※託児をご利用の方は、お子様の氏名と年齢をお知らせください。

養育費 面会交流 債務 離婚

場所・旭川市ときわ市民ホール（旭川市5条通4丁目）

開催日・令和2年11月25日（水）

令和3年1月25日（月）・3月25日（木）

時間・13:30～15:30 定員4名（1人30分）

お問い合わせ・お申し込み

社会福祉法人 旭川市社会福祉協議会

母子家庭等就業・自立支援センター

〒070-0035 旭川市5条通4丁目 旭川市ときわ市民ホール1階

TEL (0166) 21-7181 FAX (0166) 23-1118

☑ boshi@north.hokkai.net

生活福祉資金【特例貸付】についてのお知らせ

北海道社会福祉協議会で行っている新型コロナウイルスの影響による収入減少のあった世帯への特例貸付（緊急小口資金・総合支援資金）の申込期間が下記の通り延長となりました。詳しくは、当麻町社会福祉協議会ホームページ、又は社協だより第129号をご覧ください、直接下記までお問い合わせください。

（延長前）令和2年9月30日まで ⇨ （延長後）令和2年12月まで

受付・お問い合わせ 〒078-1314 当麻町4条東2丁目16番3号（農村環境改善センター内）
当麻町社会福祉協議会 Tel：0166-84-5711

受付時間 月曜日～金曜日／午前8時30分～午後5時15分まで

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、申し込みは原則郵送で受付します。
※労働金庫・郵便局での申請の受付については、9月30日をもって終了となりました。

教育資金にお困りではありませんか？

北海道社会福祉協議会では高校・大学・専門学校への就学に必要な経費を貸し付けします。

○申請できる世帯

- ①低所得世帯
- ②他の貸付制度のうち給付型奨学金・無利子貸付（日本学生支援機構第一種奨学金・母子父子寡婦福祉資金等）が利用できない方、または、前記制度活用のみでは、どうしても就学が困難な方。

※上記①②のいずれにも該当する方

○教育支援資金の種類と内容

資金種類	使用内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
教育支援費	授業料など学校に納入する諸経費、参考書、学用品、交通費	高等学校……月額35,000円以内 高等専門学校……月額60,000円以内 短期大学……月額60,000円以内 大学……月額65,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 （貸付額により期間の目安あり）	無利子
就学支度費	入学に際し必要な経費 （入学金等、制服、靴、体育着、教科書、参考書等で入学時に一括購入の場合）	50万円以内			

※相談から貸付決定・送金まで、およそ1ヶ月から1ヶ月半かかります。お早めにご相談下さい。

特別生活資金（冬期生活資金）のご案内

暖房費など冬期の生活に必要な資金をお貸しします。

○貸付の条件

- 申込は、10月1日から翌年3月末日までです。
- 無利子で、5万円（1世帯）を上限にお貸しします。
- 別世帯の保証人が一人必要です。

○償還について

- 貸付した月の翌月から12か月以内で償還していただきます。
- 最終償還期日までに支払わなかった場合には、延滞元金につき年10.75%の率をもって、最終償還翌日から支払いの日までの日数により計算した延滞利子がかかります。

○利用できる方

- (1) 高齢者世帯
70歳以上(障がいのある方は65歳)の方で、次の世帯
・単身世帯
・同居者が18歳未満の児童のみの世帯
・同居者が60歳以上の方のみの世帯
・同居者が60歳以上の方及び18歳未満の児童のみの世帯
ただし、老齢福祉年金を受給する方がいる世帯に限る
- (2) 障がい者世帯
①障害基礎年金を受給している方が、世帯主または配偶者の世帯
ただし、配偶者・扶養義務者の所得が老齢福祉年金の老齢福祉年金の支給停止限度額以下の世帯
②特別児童扶養手当を受給する方がいる世帯
- (3) 特定疾患患者世帯
特定疾患医療受給者証または特定疾患認定書の交付を受けている方が、世帯主、配偶者または20歳未満の児童のいずれかである世帯
ただし、本人の所得が障害基礎年金の支給停止限度額以下で、かつ配偶者・扶養義務者の所得が老齢福祉年金の支給停止限度額以下の世帯に限る
- (4) 上記(1)又は(2)に準ずる世帯で、その所得が福祉年金等の支給停止限度額以下の世帯
(例：老齢福祉年金を受給していないが、所得が福祉年金等の支給停止限度額以下の世帯)

※利用ができない方

生活保護世帯、社会福祉施設に入所されている方

お問い合わせ先 **当麻町社会福祉協議会** 電話：0166-84-5711
当麻町4条東2丁目16番3号（農村環境改善センター内）

除雪ボランティアを募集します！

当麻町ボランティアセンターでは、虚弱・心身の障がい、傷病などの理由で除雪をすることが困難な高齢者（おおむね500m以内に除雪を援助できる子、又は子の配偶者等が居住している場合は除く）や障がいがある方の世帯に対して、冬期間除雪作業をお手伝いして下さる除雪ボランティアを募集しています。

作業内容

- 除雪が困難な世帯等への除雪作業
 - 玄関から道路までの生活路（歩行に支障のない幅）
 - （屋根から落ちた雪の撤去
 - ストーブの排気口など危険箇所の除雪も含む）
 - ※屋根の雪下ろしは行いません

「あなた」の力をお貸しください。



作業に対する費用弁償

- 人的除雪・・・30分・・・800円
- 機械除雪・・・30分・・・1,600円
- 交通費・・・往復2km超から、1キロ当たり40円を支給します。

作業地域

- 当麻町に除雪サービスの利用を申請し、許可された世帯※市街地区以外の地域

登録

- 保険加入の関係上、当ボランティアセンターに登録して頂きます。

保険

- 除雪ボランティアは、安全な活動を対象にしておりますが、万一の場合に備えて社協の保険（ケガ）、損害賠償補償に加入します。※掛金は、社協が負担します。

お問い合わせ・応募先 当麻町ボランティアセンター（当麻町社会福祉協議会内）

☎ 84-5711

ふれあい 思いやり あふれる 「ふれあいサロン開催のお知らせ」

- 開設回数→月2回（第2・第4水曜日）
- 開設時間→午前10時～午後3時まで
- ※その他、週に3日（月・水・金）「第3研修室」を開放しております。
- テレビやビデオ、囲碁に麻雀と色々用意しておりますので、自由にご利用下さい。



ふれあいサロン開催日カレンダー

令和2年 10月							11月							12月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3	1	2	3	4	5	6	7			1	2	3	4	5
4	5	6	7	8	9	10	8	9	10	11	12	13	14	6	7	8	9	10	11	12
11	12	13	14	15	16	17	15	16	17	18	19	20	21	13	14	15	16	17	18	19
18	19	20	21	22	23	24	22	23	24	25	26	27	28	20	21	22	23	24	25	26
25	26	27	28	29	30	31	29	30						27	28	29	30	31		

令和3年 1月							2月							3月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2		1	2	3	4	5	6		1	2	3	4	5	6
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	7	8	9	10	11	12	13
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	14	15	16	17	18	19	20
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25	26	27
24 ₃₁	25	26	27	28	29	30	28							28	29	30	31			

●印はサロン開設日です。○印はサロン開放日です。自由にご利用下さい。開放時間：午前10時～午後3時

「社協会費（普通会費・賛助会費）納入のお礼」と「法人会費納入のお願い」

社協の会費には「普通会費」・「賛助会費」・「法人会費」の3つがあります。
 各行政区を通して1世帯500円を納入頂いている「普通会費」及び福祉事業推進にご賛同いただいている「賛助会費」については、今年度も28行政区すべてから納入されました。ご協力ありがとうございました。
 また、10月上旬頃から、町内の企業・商店の方々に法人会費（3,000円）の納入をお願いしております。社協の事業は皆様のお力添えによって支えられています。ご協力よろしくお願い致します。



この社協だよりは、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています。